

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 商工政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
委託契約に関する財務事務の執行について(個別監査結果)	<p>(98) ベトナム経済交流調整業務委託(競争性が確保できる契約形態への移行の検討)について(意見)</p> <p>平成26年度のベトナム・ホーチミン市との覚書締結時に公募型プロポーザル方式により選定した事業者に対し、翌年度以降も随意契約を締結しており、他社からの見積書を入手していない。</p> <p>同業務には総合的な業務遂行能力が必要とされるが、他に代替しうる者がいないとまでは言えず、公募型プロポーザル方式のような競争性が確保できる契約形態への移行を検討すべきである。</p>	<p>平成30年度のベトナム経済交流調整業務委託から、競争性が確保できるよう公募型プロポーザル方式を採用した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 中小企業支援課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(99) 草津SOHOビジネスオフィス管理運営業務委託（モニタリング結果の記載）について（指摘）</p> <p>県は指定管理者による管理業務の状況について、適切な実施を検証する責任を有しているが、提出を受けた報告書の確認欄が白紙となっており、管理業務を適切に検証しているか否か確認することができなかった。</p> <p>事後的にも検証したことが確認できるよう管理者のモニタリング結果を適切に指定管理者報告書類に記載すべきである。</p> <p>(100) 草津SOHOビジネスオフィス管理運営業務委託（再委託先も含めた履行体制の報告）について（意見）</p> <p>再委託の承認手続は、県が再委託を承諾したことを客観的に示すため、書面にて実施する必要がある。当該委託の事業計画書では再委託がなされる旨が記載されているものの、再委託先名は実績報告の段階においても県に報告されていなかった。</p> <p>指定管理者に対し、再委託先も含めた履行体制について報告するよう指導すべきである。</p>	<p>「滋賀県指定管理者モニタリングマニュアル（平成28年9月）」に基づき、遵守事項等に達している場合は、「了」と記載し、達していない場合は指示事項を記載するよう改善した。</p> <p>指定管理者に対し、再委託先も含めた履行体制について県に報告するよう指導し、平成29年度の実績報告から改善した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 中小企業支援課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(101) 草津SOHOビジネスオフィス管理運営業務委託（目標に対する詳細な実績報告）について（意見）</p> <p>県による指定管理者からの実績報告書の確認は、指定管理者が事業計画書や県との協定に沿って管理業務を実施していることを検証するため、非常に重要である。</p> <p>当初の事業計画書に記載された目標について、1年間の実績を取りまとめたものを報告するよう指導すべきである。</p> <hr/> <p>(102) 草津SOHOビジネスオフィス管理運営業務委託（管理料実績の検証）について（意見）</p> <p>過去の管理料実績の検証は、管理料の妥当性を検証する際、特に重要である。</p> <p>指定管理者の報告だけでなく、県による実地調査により、実際の証拠書類等をもとに、管理料実績の妥当性を検証すべきである。</p>	<p>当初の事業計画書に記載された目標のうち入居者事業拡大目標の実績については、月例報告や入居者報告会において把握をしていたものの、実績報告での詳細な記載が行われていなかったため、指定管理者に指導を行い、平成29年度の実績報告から記載するよう改善した。</p> <hr/> <p>県で定めた指定管理者のモニタリング実地調査をしていたものの、管理料の妥当性については滋賀県指定管理者モニタリングマニュアルおよび実施調査（定例）チェックリストに基づく確認ができていなかったため、平成30年3月から、指定管理者が報告した収支報告書の収入や支出と証拠書類との突合を行い確認するよう改善した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(103) 陶芸の森指定管理業務委託（公募による選定の検討）について（意見）</p> <p>滋賀県立陶芸の森の指定管理者は、外部識者を中心とした指定管理者選定委員により選定されているが、募集方法は非公募となっている。</p> <p>公募を原則とする指定管理者制度において、非公募による指定管理者の選定は例外であり、その採用にあたっては、より強い説明責任が求められている。</p> <p>今後は、指定管理者の選定を公募により実施することを検討すべきである。</p>	<p>滋賀県立陶芸の森は、滋賀県の伝統文化にして主要な地場産業である信楽焼をベースに、陶器産業の振興と陶芸文化の向上を目的に設置した施設である。</p> <p>創作研修機能と美術館機能を兼ね備える同施設の管理運営にあたっては、地元甲賀市や信楽焼事業者等との緊密な交流関係や信頼関係とともに、信楽焼陶芸文化に関する高い知識と他美術館との幅広いネットワークを有する経験豊かな学芸員や、登り窯や穴窯をはじめとする焼成施設の運転や焼成技術に関する専門知識・ノウハウを有する指導員が必要不可欠であり、これら三つの要件を同時に満たし、同施設の設置目的を達成できる団体にはないことから、非公募により指定管理者の選定を実施するものである。</p>
	<p>(104) 陶芸の森指定管理業務委託（再委託先等の履行体制の報告）について（意見）</p> <p>再委託の承認手続きは、県が再委託を承諾したことを客観的に示すため、書面にて実施する必要がある。</p> <p>当該委託の事業計画書では、再委託がなされる旨および予算金額が記載されているものの、再委託先名や再委託先の選定方法は実績報告の段階においても県に報告されていなかった。</p> <p>指定管理者に対し、再委託先も含めた履行体制や再委託先の選定方法について報告するよう指導すべきである。</p>	<p>指定管理者に対し、再委託先も含めた履行体制や再委託先の選定方法について県に報告するよう指導し、平成29年度の実績報告から再委託先や委託内容等の必要事項を報告するよう改善した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(105) 陶芸の森指定管理業務委託（事業報告書の日付）について（意見）</p> <p>事業報告書の日付と添付書類の日付との不整合が見られた。</p> <p>県が、適時・適切に管理業務が指定管理者によって実施されていることを検証したことを事後的にも確認できるようにするため、事業報告書の日付を実際に提出した日付とするよう受託者に指導すべきである。</p>	<p>指定管理者に対し、基本協定に定める書類を指定した期限までに提出するよう指導した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 労働雇用政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(106) 若年求職者技能習得支援事業委託（競争性が確保できる契約形態の検討）について（意見）</p> <p>委託先については、平成27年度はプロポーザル方式により選定されており、平成28年度は同社と1者見積りのうえ、随意契約を締結している。</p> <p>前年度のノウハウは認められるものの、他の業者では対応できないとは言い切れないため、プロポーザル方式等による競争性の働く契約形態を検討すべきである。</p>	<p>本事業は、平成27年度から3年間の計画で実施したものであり、平成29年度で終了したが、今後、同様の事業を実施する際には、プロポーザル方式等の競争性の働く契約形態で実施することとする。</p>
	<p>(107) コラボしが労働福祉セミナー室等管理運営委託（複数からの見積徴取）について（指摘）</p> <p>業務自体はフロアの管理業務であり、委託先にしか実施できない業務ではなく、複数の見積書を入手することは十分に可能である。</p> <p>契約金額の妥当性を検証する意味でも、複数の見積書を入手すべきである。</p>	<p>平成30年度のコラボしが労働福祉セミナー室等管理運営委託から、複数から見積徴取するよう改善した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 労働雇用政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(108) 中小企業働き方改革推進事業広報・啓発番組制作・放送業務委託（金額の水準の検証）について（意見）</p> <p>電波料、制作料の金額の妥当性について検証することが難しいことは事実であるが、県自らできる限り、他の都道府県の情報収集等を行い、その比較を実施することにより、金額の水準を検証すべきである。</p>	<p>本事業は、平成28年度の単年度事業であり事業は終了したが、今後、同様の事業を実施する際には、類似の委託事業を実施する他部局との比較や、収集可能な他府県の情報との比較を行い、金額の水準を検証することとする。</p>
	<p>(109) 中小企業働き方改革推進事業広報・啓発番組制作・放送業務委託（委託の効果の検証）について（意見）</p> <p>広報・啓発という事業目的に沿った効果を上げているか否かを検証し、その結果を踏まえ、効果的な事業実施方法を継続的に検討していくことが必要である。</p> <p>有効な効果指標を設定し、その検証を行い、受託者と連携しながら、同様の事業実施方法を改善していくといった継続的な仕組みを構築すべきである。</p>	<p>本事業は、平成28年度の単年度事業であり事業は終了したが、今後、同様の事業を実施する際には、放送番組内や県ホームページでの番組への感想や意見募集といった効果検証が可能な仕組みを検討することとする。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(115) 小型船安全対策事業委託（実績検証の適切な実施）について（意見）</p> <p>3年間契約金額が固定されており、随意契約で競争性が働いていない以上、実績検証は契約金額の妥当性の検証や次年度以降の同様の業務の適切な積算の観点から重要であり、実績検証を適切に実施すべきである。</p>	<p>平成30年度事業は、過年度の事業実績の検証を行い、積算金額を精査して委託契約を実施した。今後も実績検証を行い、次年度以降の事業費算定の参考としていく。</p>
	<p>(116) ちゃばら滋賀県コーナー運営委託（積算外の支出の根拠の明確化）について（意見）</p> <p>積算時に想定していなかった支出は、予算消化を防止する観点からもその実施時期も含め必要性を慎重に検討し、その根拠を明確にしておくべきである。</p>	<p>意見にあったパッケージデザイン費は、販路開拓支援という委託業務の趣旨に沿ったものであり適切と認めたものであるが、以降は、必要性を検討した過程を明確化することとした。</p> <p>なお、ちゃばら滋賀県コーナーは、平成30年6月末をもって運営委託を終了した。</p>
	<p>(117) ちゃばら滋賀県コーナー運営委託（実績報告書の日付）について（意見）</p> <p>県が、適時・適切に委託業務が委託先によって実施されていることを検証したことを事後的にも確認できるようにするため、実績報告書の日付について、実際に提出した日付とするよう受託者に指導すべきである。</p>	<p>受託者に対し、実績報告書を実際に提出した日付で提出するよう指導し、改めた。</p> <p>なお、ちゃばら滋賀県コーナーは、平成30年6月末をもって運営委託を終了した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 観光振興局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(118) ちゃばら滋賀県コーナー運営委託（販売目標の設定およびモニタリングの実施）について（意見）</p> <p>具体的な販売目標を設定することは、業務実績の数値のモニタリングおよび計画との乖離の分析を行い、次年度以降の取組に反映することができ、委託の目的を達成するうえで効果的である。</p> <p>県は、受託者に販売目標の提出を求め、モニタリングを実施すべきである。</p>	<p>受託者に対し、販売目標を業務計画書で定めさせ、この業務計画に基づきモニタリングを実施した。</p> <p>なお、ちゃばら滋賀県コーナーは、平成30年6月末をもって運営委託を終了した。</p>